

◇表 3 包装材の管理基準

禁止物質	管理レベル	用途・使用例	含有 閾値	納入禁止 時期
・カドミウム ・六価クロム ・鉛 ・水銀	禁止	・意図的添加	—	即時
		・機器製品の包装材料・包装用部品(段ボール、発泡スチロール、ポリ袋、粘着テープ、乾燥剤、ワイヤーバンド、ステープルなど)	合計[※] 100ppm	
	除外	・リコーグループへの部品・材料納入時に使用する包装材、マテハン類	—	—

2015年12月版

・リコーイメージング株式会社独自の物質リストになります。

※ 各包装材におけるカドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計濃度が 100ppm を超えないこと。